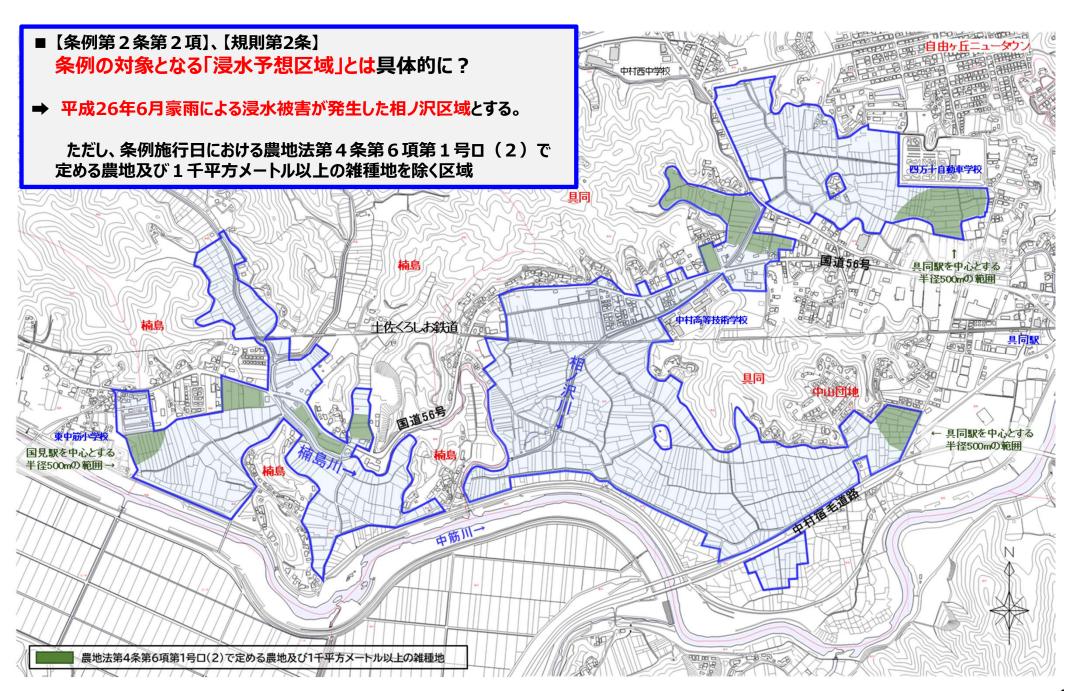


この条例(案)は、平成26年6月豪雨による浸水被害が発生した相ノ沢区域において雨水浸透阻害行為(面積 1,000m2以上)に対して、雨水貯留浸透施設の設置及び市長への届出が必要となるものです。 (開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、雨水貯留浸透阻害行為により雨水が地面に貯留・浸透しなくなる分について、流出を抑制する対策を求めるものです。)

◇(仮称)四万十市水害に強い土地利用条例の概要(案)





◇(仮称)四万十市水害に強い土地利用条例の概要(案)



■対象となる行為とは? 【条例第2条第3項】

以下の貯留浸透阻害行為を1,000m以上行うときは、工事を行おうとする 日の20日前までに届出をしてください。

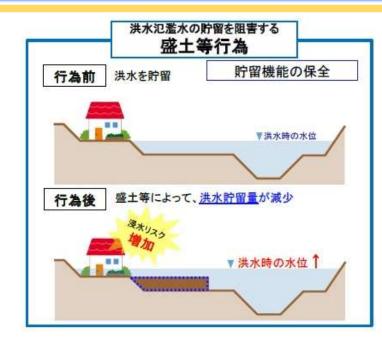
浸水予想区域(条例第2条2項)内における、

- 1. 盛土や埋立等の氾濫水の貯留機能を阻害する行為(盛土等行為)
- 2. 宅地等にするために行う土地の形質の変更。 土地の舗装や施設の形質変更等により雨水の浸透を阻害し、他の土地へ 流出する雨水量を増加させる行為(開発・舗装等行為)
- ■周辺住民等への周知は?[条例第6条][規則第4条]

対象行為を行うときは、あらかじめ各種規定による届出等を行う前 に、周辺住民に対して行為の計画内容を周知し理解を得なければなりません。

■届出の計画書は?【条例第7条】

行為の内容及び雨水の流出抑制施設の整備計画を記載した計画書(図書、図面)を届出してください。











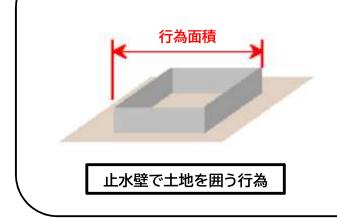
□浸水想定区域外の場合

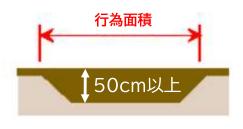
届出 不要

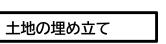
□浸水想定区域内かつ盛土面積が1,000㎡以上の場合

届出 必要

※注:以下の行為も盛土と同じく、浸水想定区域内かつ行為の面積が1,000㎡以上の場合、届け出が必要となります。









例2)畑を締め固める





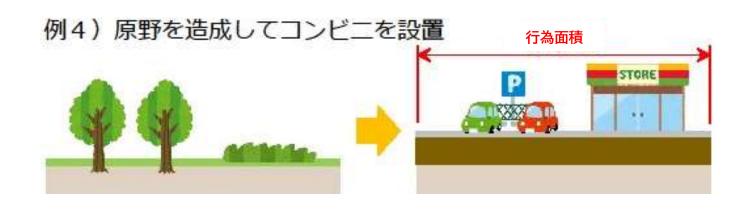
□締め固めた面積が1,000m以上の場合

届出 必要



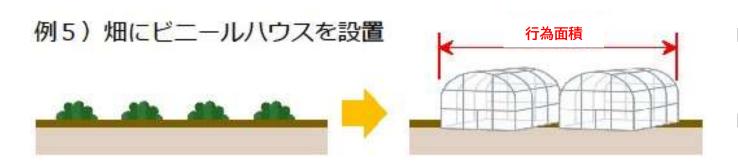
□倉庫関係の面積が1,000㎡以上の場合

届出 必要



ロコンビニ関係の面積が1,000㎡以上の場合

届出 必要



□ハウス内に舗装などしない場合

届出 不要

□舗装などをする面積が1,000㎡以上の場合

届出 必要



例6) すでに舗装された土地にコンビニを設置



□規模に係らず

届出 不要

例7) 届出が不要なケース

- (1)非常災害対応のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 国又は地方公共団体が行う行為
- (3) 土地改良法による認可を受けて行う土地改良事業
- (4) 盛土厚50 c m未満の盛土又は埋め立て行為
- (5) 通常の維持管理行為又は軽易な行為 (行為の面積が1,000㎡未満、または盛土厚50cm未満であっても連続又は隣接して行為を行い、 又は機能的に一体とみられる行為の合計面積または盛土厚がそれぞれに規定する数値を超える場合を除く。)

届出 不要



	行為後(計画)の土地利用					
行為前(現況)の土地利用		宅地等※1	舗装 コンクリート	ゴルフ場 運動場※2	締固められた土地	山地、林地、 耕地、原野※3
	宅地等※1	該当しない				
	舗装 コンクリート	該当しない				
	ゴルフ場 運動場※2	該当	該当	該当しない	該当しない	該当しない
	締固められた土地			該当		
	山地、林地、 耕地、原野※3				該当	

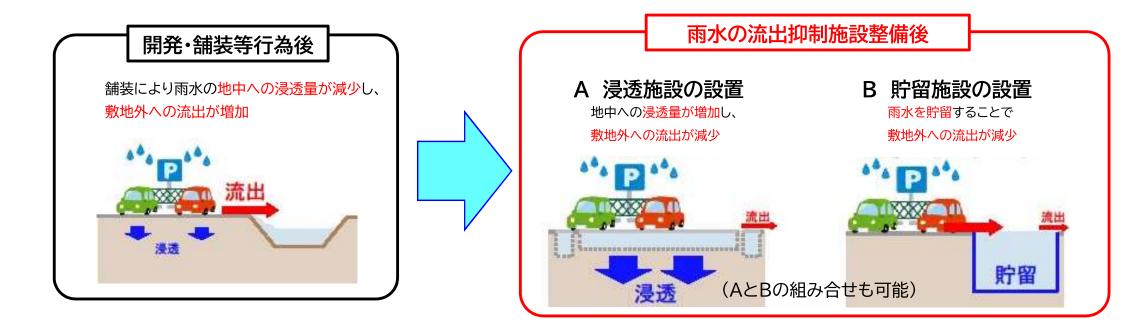
- ※1 宅地、池沼・水路・ため池、道路、鉄道幹線、飛行場、太陽光発電施設
- ※2 雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る
- ※3 山地、人工植生法面、林地·耕地·原野類

◇貯留浸透阻害行為に対する流出抑制施設整備の概要





√ 行為後の流出量のピークが行為前より大きくならないよう、浸透施設(A)や貯留施設(B)を設置



◇浸透阻害行為に対する流出抑制施設整備の概要



A 浸透施設の例



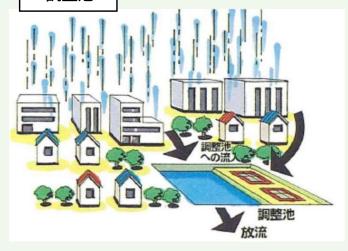






B 貯留施設の例

調整池



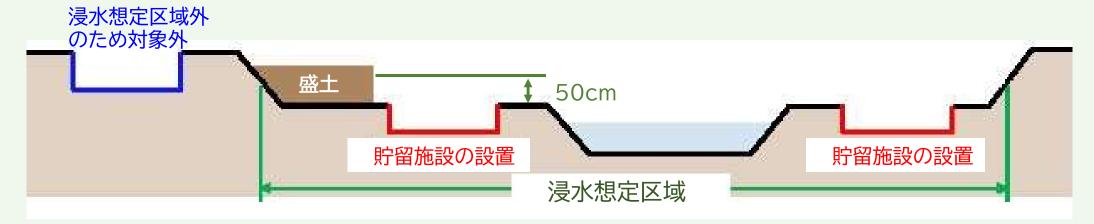




◇盛土等行為に対する流出抑制施設整備の概要



B 貯留施設(調整池)の例



対策が必要となるのは50cm以上の盛土、埋戻しに対してです。

A <u>盛土高</u> = 50cm未満の場合 **対象外**

 B 盛土高 = 50cm以上の場合

 対 象

全盛土量分の対策が必要 (TPw=5.47mまでの全量)



※H26.6月豪雨の浸水高:TPw=5.47m